

**【用語】**仲間—中間、旗本屋敷で働く人 上納辻—上納額の合計 藏米—年貢として藏屋敷へ納める米 駄賃—運送料 藏敷—藏敷料、保管料 指引—差し引き 西鹿田村—新田郡笠懸町

**【解説】**旗本は、将軍の直属家臣のうち家禄一万石未満で、お目見え以上の家格をもつ者である。上級の旗本には知行地を与えられた者も多い。久永氏は、上野国佐位・新田・邑楽郡、下野国安蘇郡、武藏国児玉郡、常陸国河内・信太郡などで三二〇〇石を知行し、先手弓頭・書院番頭・小姓組頭・駿府城番・浦賀奉行などを歴任した比較的大身の旗本である。同氏は知行地の一つである佐位郡東小保方村新町組(佐波郡東村)に陣屋を置いていた。陣屋では家臣の萩原氏や清水氏が陣屋元役人に取り立てられ、年貢徵収などの民政を担当した。その管轄範囲は久永氏の知行所全域に及んでいたようである。

この文書は、文化五年(一八〇八)新田郡西鹿田村の名主から陣屋元役にあてた年貢・諸役金の勘定覚である。合計額は、仲間給金拝借分の一〇両と、その二カ月分の利息を合わせた一〇両一分と五五〇文であるが、実際に上納されたのは、そこから御藏米の運賃、炭代金とその運賃・保管料などを差し引いた六両一分二朱二八〇文であった。仲間給金の内容や借用理由については不明であるが、萩原家に残る陣屋元の「勘定帳控」には、陣屋元への定期的な収入源として「仲間給金」の項目があり、恒常的な年貢の一部となっていたと考えられる。